

水田等の渇水対策について ～田への給水に係る経費の補助を実施します～

新 発 田 市
J A 北 越 後

市と J A 北越後では、水田等の渇水対策として、以下の助成を実施します。
取組を予定される方は、あらかじめ下記へご相談ください。

市の助成

農業者等が干ばつ被害を軽減させるために行う対策（ポンプ車やポンプ等の借り上げ、ポンプやタンク等の購入）に要する経費を補助します。

【補助対象】

- ・ 水稻の場合、かん水実施必要面積が平成 30 年度水稻作付面積の 30%以上または 30 a 以上のいずれかに該当する農業者等
- ・ 園芸作物の場合、かん水実施必要面積が平成 30 年度園芸作物作付面積 10 a 以上の農業者等

【補助対象経費と事業費の上限額】

※購入の場合は、新規分のみを補助対象とし、更新は対象外です。

(ア) ポンプ車等借り上げ	17,000 円／1 日
(イ) ポンプ借り上げ	3,000 円／1 日
(ウ) ポンプ購入費	84,000 円／台
(エ) ホース購入費	8,000 円／台
(オ) ポリタンク購入費	26,000 円／台 (500ℓ)

【補助率】 対象経費の 1 / 2 以内

【補助対象期間】 平成 30 年 7 月 21 日から別に市長が定める日まで

【その他】 領収書や作業記録の保管、作業状況の写真撮影をしておいてください。

J A 北越後の助成

水田のかん水に使用したポンプに要した燃料費に対する助成を予定しています。(平成 30 年 7 月 21 日以降の分が対象です。) なお、使用した車の燃料は対象外です。

- 農業者による水田へのかん水が対象です。
- 助成額は、燃料費の 1 / 2 以内を予定しています。(助成金額の算定に必要となるため、使用した燃料費の領収書や利用場所・利用期間等の記録を保管しておいてください。また、取水している状況の写真を必ず撮っておいてください。)

お問い合わせ・相談先

■新発田市農水振興課生産振興係

3 3 - 3 1 0 8 (課代表)

■ J A 北越後営農センター営農振興課

2 6 - 7 0 0 0